

## 第5節 (基本目標5) ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指し、障がいのある人とその家族等が安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

障がいのある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障がいの特性や生活状況に合わせたライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

障がいのある人やその家族等が抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者等と連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

特に「子どもから成人期」「成人期から高齢期」といったライフステージの転換期には医療、福祉、教育、就労等の分野横断的な切れ目のない支援を関係機関等と連携し進めていきます。

障がいの重度化、高齢化に対応するために、地域生活支援拠点の機能を充実させます。

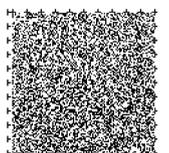
また、障がいの有無にかかわらず高齢化が進展する中では、事業者への「共生型サービス」への参入について、高齢部門と連携しながら進めていきます。

障がいのある人や子ども、医療的ケア児を支える家族等についても、いきいきとその人らしく暮らしていくために、レスパイトや就労についての支援の充実に努めていきます。

必要な障害福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

### (1) 障がい児の生活支援の充実

子どもの特性や障がいの種類、年齢等に応じた早期療育の視点を持った支援の充実を図るとともに、「子どもから成人期」といったライフステージによって支援が円滑に切れ目なく移行できるように関係機関と連携して取り組みます。



### ① 発達障がい児等の支援体制の充実

発達の課題や特性のある子どもとその保護者に対し、身近な地域における相談支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンター事業をはじめとしたピアサポートを活用しながら、保護者の精神的不安や負担の解消を図ります。また、地域における「発達障がい」への理解の促進を進め、子どもと家族を包括的に支援する地域支援体制を構築します。

### ② 障がい児等の発達支援の充実

専門機関である子ども発達支援センターを中核とし、子育て支援施設や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対するコンサルテーションを行い、幅広い専門性に基づく発達支援に取り組みます。障がい児等が日中を過ごす場で、子ども達が安定した生活を送れるよう、子どもの育ちを保障し、地域で生活していくためのインクルージョンの推進を図ります。

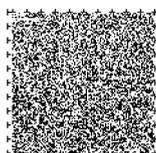
また、保育所等訪問支援事業により、障がい児等が小学校等で安全・安心に過ごせる環境をつくり、集団生活を送ることを支援します。

### ③ 障がい児等に対する地域の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、専門研修等の実施により、障がい児等を含めた保育の質の向上に取り組みます。

### ④ 民間児童発達支援事業所の質の向上と連携支援

民間の児童発達支援事業所に向けて、事業者連絡会等を行い、情報の共有を図るとともに、子ども発達支援センターを中核として、専門研修やコンサルテーション等の実施により、地域全体の質の向上に取り組みます。



## (2) 障がい者の生活支援の充実

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまちを目指し、障がいの種別や医療、福祉、教育、就労等の分野別やライフステージの転換期に必要な支援が途切れることのないように相談支援機関が中心となって支援の充実に努めます。

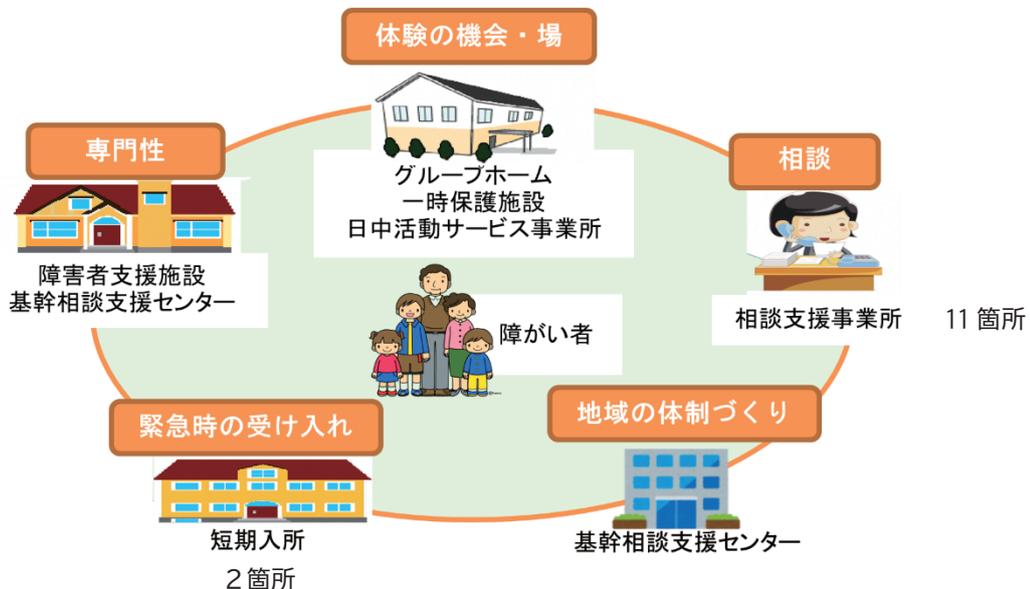
また、知的・身体・精神・発達障がい等、障がいの種別を問わず、居住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に努めます。

### ① 地域生活支援拠点の機能の充実

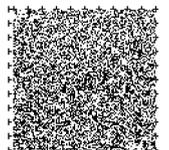
障がいのある人の「親亡き後」や障がい重度化・高齢化してもなお、障がいのある人が、地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する地域生活支援拠点機能の充実に向けた整備を進めます。三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（令和2年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に進め、体験の機会・場の提供や専門的人材の確保・養成等の充実に図ります。

また、地域生活支援拠点の運用等については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会と連携し、取組を推進します。

図表 地域生活支援拠点（イメージ）



※令和5年2月1日時点



## ② 高齢障がい者への支援

障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくなる「共生型サービス」について、国の動向を踏まえ、事業者の参入を進めていきます。

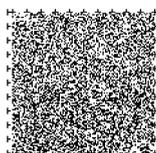
## ③ 地域生活支援の充実

病院や入所施設からの退院・退所後は、地域定着支援や自立生活援助、居宅介護等の障害福祉サービスや関係機関につなげることで、地域での生活を支えます。

また、地域活動支援センターの機能向上等により、日中の活動場所の確保に努めます。また、生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動終了後の過ごし方について、引き続き検討を行います。

住まいの支援について、市営住宅・都営住宅等の公営住宅の申込みに関する相談への対応等とともに、既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用した支援についても継続して行うほか、「居住支援協議会」を設置し、居住支援協議会や居住支援法人を活用した、障がいのある人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。

これにより、障がいのある人が安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅政策を推進します。



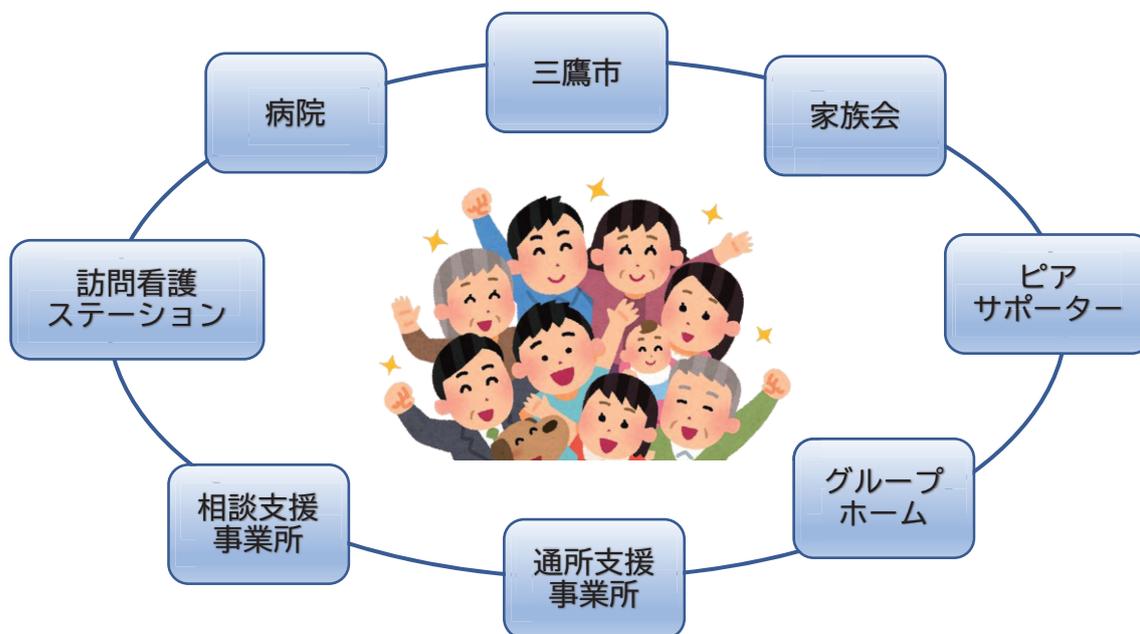
#### ④ 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携するとともに、アウトリーチ事業（精神障がい者等在宅生活支援事業）等も活用しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

また、複合的な課題を抱えた重度の精神障がいのある人等が、地域生活をすすめるうえで、より手厚い支援を受けられる「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を進めます。

さらに、精神障がいのある人の家族が他の家族や支援者から情報提供やサポートを得られる場や機会の提供等、三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を中心に支援体制の充実を図ります。

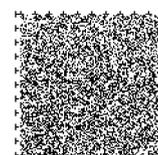
図表 三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会



#### ⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等の生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を推進します。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。



### (3) 家族支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケア児を育てている家族の支援について、ペアレント・メンター事業等の保護者に寄り添った支援や保護者の就労等の支援のための保育、教育や放課後の居場所等の環境整備に関係機関と連携して取り組みます。

また、障がいのある人の家族等介助者の負担を軽減するために、レスパイト事業の充実を目指します。中でもサービスが不足している重症心身障がいや重度知的障がいのある人等を主な対象とするサービスについて、調布基地跡地福祉施設の整備を進めます。

#### ① 医療的ケア児・者への支援体制の充実

医療的ケア児・者が日常生活を送るうえで必要な支援を充実させるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等、関係機関の連携につながる重症心身障害児生活支援協議会の場や市内の連絡会において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を図ります。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を推進します。

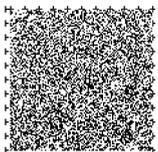
#### ② 「育てにくさ」への支援

発達の偏りやこだわり、障がいの有無等にかかわらず、「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「子育て支援プログラム」を活用し、療育の視点を生かした子育て支援を実施します。具体的な育児の仕方や知識の提供、親子関係や親子を取り巻く地域の環境の調整を図り、子どもの育ちにつながる子育てに、保護者が安心して自信を持って取り組めるよう支援をします。

#### ③ 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備

認可保育園等や学童保育所において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実を図ります。障がいの有無にかかわらず、子どもの育ちのために、地域で共に過ごし成長していくことを保障し、インクルージョンの推進に取り組みます。

また、医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、子どもの特性に応じた受入体制を整備し、保育園等での受入れを行います。



#### ④ 発達支援の入り口としての相談機能の充実

子ども発達支援センターを中核として、地域における身近な子育て支援施設を基盤に、相談機能の充実を図ります。発達に関する保護者の悩みや、不安感に対応する相談支援や、情報提供を行います。

また、保護者の思いを受け止めながら、保護者が主体的に前向きに子育てに向かえるよう、親の育ちを応援する相談支援に取り組みます。

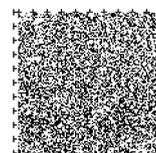
#### ⑤ 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、地域生活支援拠点の「相談機能」を中心に、親子ともに将来を見据え、基幹相談支援センターや市内の相談支援事業所、一時保護施設等、地域の複数の機関が相互に連携して支援することで家族等の不安の軽減を図ります。

調布基地跡地に整備される障がい者福祉施設（三鷹市・府中市・調布市による共同整備）において重症心身障がいや重度知的障がいのある人等を主な対象として実施される短期入所事業等を通じて、在宅における家族等介助者の負担の軽減を図ります。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 重症心身障がい者（児）や医療的ケア児の日中活動の場の整備	調布基地跡地福祉施設の整備を進めるとともに、民間事業者の参入について、重症心身障がいのある人や医療的ケア児等を対象とするよう働きかけます。
② 地域生活支援拠点連絡会	拠点機能の充実化に向けて、相談機能を中心に支援内容の検討等を行うことを目的に開催します。
③ 児童発達支援事業者連絡会の開催	子ども発達支援センターが中核となって、民間の児童発達支援事業者に向けた連絡会を通して、専門研修やコンサルテーション等の実施により質の向上に取り組みます。
④ 発達障がい児（者）保護者寄り添い事業	発達障がい児（者）の子育て経験のある親でかつ、指定の研修を受講した親が「ペアレント・メンター」として相談会を開催します。



## 第6節 (基本目標6) 社会参加の推進

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」を目指し、外出、就労、交流や様々な活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がいのある人自身のニーズに寄り添い、能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。さらに、就労後も適切な「合理的配慮」等が提供されているかなどの職場環境や生活面における見守りや必要な支援について、職場や関係機関が連携して取り組みます。福祉的就労については、引き続き、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上につながる取組として、地域の商工会や企業とも連携し、「共同受注」の実施に向け検討を進めていきます。

また、就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援についてもスポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。

### (1) 社会参加の推進

#### ① 多様な手段による移動支援の充実

障がいのある人の自立と社会参加の推進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣等を通じて、地域での活動に参加しやすい環境整備を図ります。

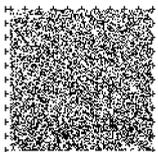
医療的ケアが必要な人の移動支援については、安全な支援を最優先に担い手の確保等について検討していきます。

また、市内の交通不便地域において、コミュニティバスや予約型乗合交通等のコミュニティ交通の運行により移動利便性の向上を図るほか、市内で運営されている福祉有償運送事業者(NPO法人みたかハンディキャブ)への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対して福祉タクシー券(助成券)を配付し、移動手手段の確保に取り組みます。

#### ② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

毎週金曜日には、障がい者支援課の窓口到手話通訳者を設置し、庁内での各種相談や手続きの通訳を行いコミュニケーションの充実を図ります。また、障がいの特性に応じた多様な手段によるコミュニケーション支援を検討していきます。



## (2) 就労の推進

### ① 多様な働き方の推進

「障がい者就労支援センターかけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置づけ、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、就労を目指す障がいのある人に対し、継続的な支援を行うとともに、障がいのある人自身のニーズや持てる能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、雇用者向けのパンフレットの作成、配布や「障がい者の就労を考えるつどい」等を活用して様々な雇用事例や補助制度等についての情報提供を行います。

また、企業等へ積極的に働きかけるだけでなく、企業側と福祉側の相互のネットワークの構築や顔が見える関係づくりを進めます。

さらに、特別支援学校在籍中から連携できる就労支援策や、事例検討会等を通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取組について検討を進めます。

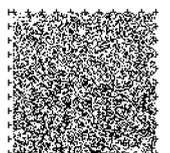
### ② 福祉的就労の充実

障がいのある人の社会参加を推進するために、障がいのある人の生きがいややりがいの創出、自己実現を図ることができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を中心に、障がい者福祉施設のネットワークを活用した「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進め、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上を図ります。



障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業による販売の様子

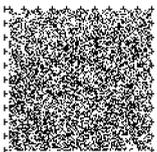
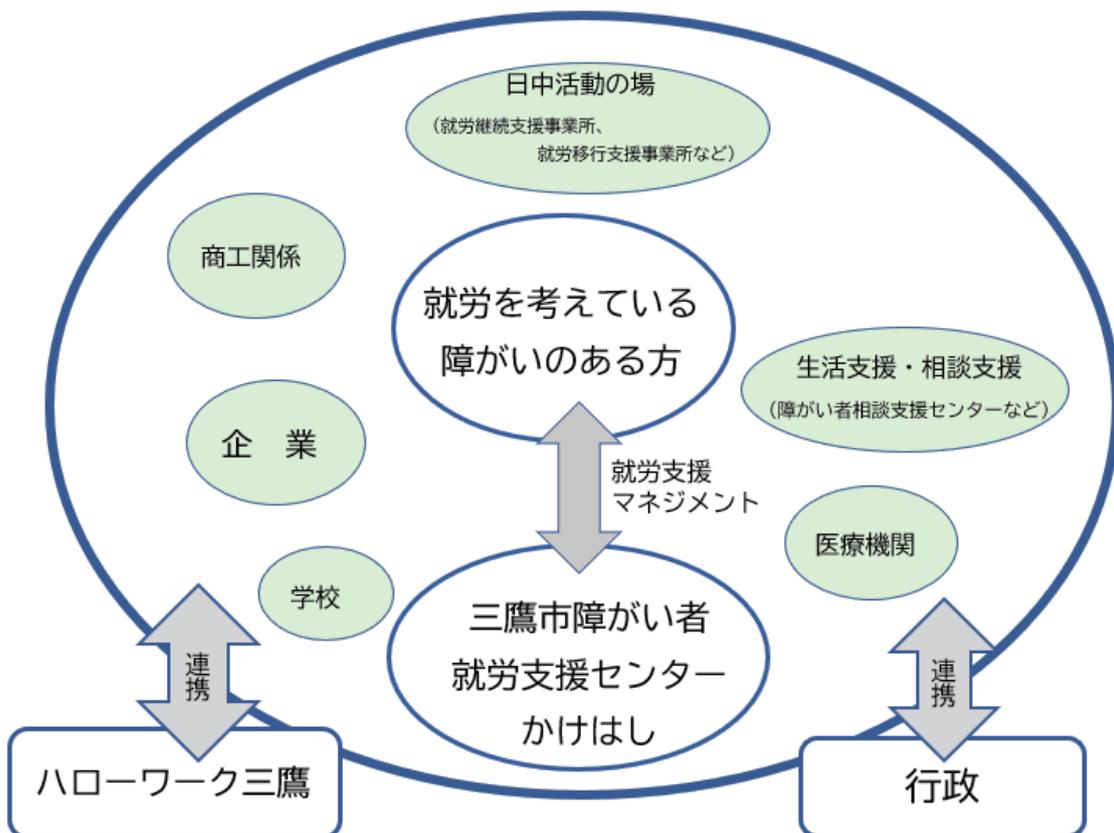


### ③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携

障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障がい者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。

さらに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいやニーズに合わせた就労支援と生活支援に取り組みます。

図表 就労支援のネットワーク図



### (3) スポーツ・芸術・文化活動等の推進

#### ① スポーツ活動の充実

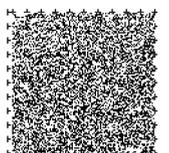
障がいのある人がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野とスポーツ分野が連携した取組を進めます。「東京2020オリンピック・パラリンピック等三鷹レガシー創造方針」に基づき、ボッチャや車いすバスケットボール等の障がい者スポーツの普及のほか、市内の施設だけでなく東京都パラスポーツトレーニングセンター等の市外施設を活用した取組を推進します。

#### ② 芸術・文化活動の充実

障がいのある人が自己実現を図れるよう芸術・文化活動のための環境づくりを推進します。引き続き、みたかカラフルアート（障がい者作品展）や、アール・ブリュットみたかの開催等の支援をします。



「アール・ブリュットみたか2023オータム」の展示会場の様子



### ③ 生涯学習の充実

様々なライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供する、三鷹市の生涯学習の拠点である「生涯学習センター」において、障がいのある人も参加できるように、必要に応じて講座に手話通訳者を配置したり、障がい者自主グループに対して駐車場やロッカーの利用について配慮したりするなどの学習活動支援を行います。

また、図書館利用における支援や障がいのある人向けの図書サービスの充実、ボランティアによる支援等を通じて、生涯学習の充実を推進します。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 多様な働き方の推進	障がい者就労支援センター「かけはし」を拠点とし、「障がい者の就労を考えるつどい」や、市役所実習の実施、関係事業所と連絡会等の実施等、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保につながる取組を行います。
② コミュニケーション支援	通訳者、要約筆記等の派遣し、市主催事業への手話通訳者を配置します。 また、金曜日には障がい者支援課の窓口到手話通訳者を設置します。
③ 福祉的就労の充実	障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を活用し、「共同受注」についての検討を進めます。
④ スポーツ、芸術・文化、教育分野との連携強化	関係機関と連携し、ポッチャみたかカップや、アール・ブリュットみたか等の様々な活動への参加しやすい環境整備を進めます。

